

令和元年度第1回春日井市地域自立支援協議会議事録

- 1 開催日時 令和元年7月19日（金）午後2時～5時
- 2 開催場所 文化フォーラム春日井2階 会議室A・B
- 3 出席者

【会長】

向 文緒（中部大学）

【職務代理人】

水野 幸樹（春日苑障がい者生活支援センター）

【委員】

田代 波広（尾張北部障害者就業・生活支援センターようわ）

市川 潔（春日井市介護保険居宅・施設事業者連絡会）

浅野 京子（春日井こども発達支援センターてくてく）

竹内 達生（春日井市医師会）

角田 玉青（春日井保健所）

梶村 明（春日台特別支援学校）

穂迫 順一（春日井小学校、春日井市特別支援教育研究会）

飯塚 美由紀（春日井公共職業安定所）

河野 まゆみ（春日井市手をつなぐ育成会）

菅井 勉（春日井地域精神障害者家族会むつみ会）

吉田 美幸（春日井市社会福祉協議会）

梅田 由枝（春日井市地域包括支援センター柏原）

加藤 久佳（民生委員）

【障がい者生活支援センター】（オブザーバー）

望月 太郎（基幹相談支援センターしゃきょう）

代田 莉奈（障がい者生活支援センターあつとわん）

本多 雄吉（春日苑障がい者生活支援センター）

的場 優（障がい者生活支援センターかすがい）

佐藤 優子（障がい者生活支援センターJHNまある）

【傍聴】 9名

【事務局】

山口 剛典（健康福祉部長）
中山 一徳（障がい福祉課長）
清水 栄司（障がい福祉課長補佐）
梶原 綾（障がい福祉課障がい福祉担当主査）
鈴木 亜也子（障がい福祉課認定給付担当主査）
寺尾 浩孝（障がい福祉課主任）
五明 篤司（基幹相談支援センターしゃきょう管理者）
板津 和貴（基幹相談支援センターしゃきょう相談員）

4 議題

- （１）障がい者生活支援センターの活動報告について
- （２）連絡会及び部会の報告について
- （３）その他

5 会議資料

- （１）令和元年度春日井市地域自立支援協議会委員名簿
- （２）春日井市附属機関設置条例（抜粋）
- （３）春日井市地域生活支援事業規則（抜粋）
- （４）春日井市地域自立支援協議会要領
- （５）春日井市附属機関等の設置等に関する指針（抜粋）
- （６）令和元年度春日井市地域自立支援協議会部会・連絡会の取り組みについて
- （７）令和元年度春日井市地域自立支援協議会部会・連絡会構成員
- （８）春日井市地域自立支援協議会年表
- （９）障がい者生活支援センター集計
- （１０）相談支援事業所 相談に関する報告
- （１１）基幹相談支援センターの報告
- （１２）障がい者生活支援センター連絡会の報告
- （１３）当事者団体連絡会の報告
- （１４）相談支援連携部会の報告
- （１５）運営会議の報告
- （１６）障がい者虐待の通報・届出状況について

6 議事内容

議事に先立ち、委嘱状の交付、部長あいさつ、委員の自己紹介、事務局紹介を行った。
また、会議は公開とし、議事録は要点筆記とすることを確認した。

◆議題1 「障がい者生活支援センターの活動報告について」

(春日苑障がい者生活支援センター 本多相談員) 資料9、資料10に基づき報告

(障がい者生活支援センターかすがい 的場相談員) 資料9、資料10に基づき報告

(障がい者生活支援センターJHNまある 佐藤相談員) 資料9、資料10に基づき報告

(障がい者生活支援センターあつとわん 代田相談員) 資料9、資料10に基づき報告

(基幹相談支援センターしゃきょう 望月相談員) 資料9、資料10に基づき報告

(事務局 基幹相談支援センターしゃきょう 板津相談員) 資料11に基づき報告

(向会長) 春日苑障がい者生活支援センターの報告についての協議に入ります。事前にいただいたご意見・ご質問を紹介します。河野委員から資料9-1の報告について、「29年度と30年度では全体的に件数が減っているのは何故か？」というご質問がありましたが、これについては委託相談から計画相談支援へ移行したという回答をいただいています。

資料10の報告について、田代委員から「支援者を限定してしまうことから、居宅介護の範囲が狭まってしまいその後どのように生活され、この方は何を困っているのですか？」また、河野委員から「対応に苦慮した」ケースは結局どうしたのか？また、それは何故「苦慮」するのか？」というご質問ですが、春日苑障がい者生活支援センターから回答をお願いします。

(春日苑障がい者生活支援センター 本多相談員) サービス以外の要望があったり、30代女性のヘルパーを希望したり支援者を限定すると、新たに紹介できる居宅介護事業所の範囲が狭まってしまうことを説明しましたが、理解していただけず対応に苦慮しました。このケースについては、該当する事業所がみつかったためサービスを受けて生活を送っています。

(向会長) 引き続き、田代委員及び河野委員から事前にいただいたご意見・ご質問を紹介します。田代委員から、「計画相談支援の利用者と事業所のマッチングはしゃきょうが担っているかと思いますが、各特定相談支援事業所の特色、作成状況をどの程度、ご利用者、ご家族へ情報提供をされているのか教えてください。」また、河野委員から「事業所の特色を春日苑障がい者生活支援センターは答えられないのか？」『作成状況』の内容をこまかく聞かれるのか？あるいは『作成状況』を聞くことが『細かい』と感じているのか？」『分

野の違うケース』の相談は困るのか。障がい種別を問わないのではなかったのか？」という質問ですが、基幹相談支援センターしゃきょう及び春日苑障がい者生活支援センターから回答をお願いします。

(基幹相談支援センターしゃきょう 望月相談員) 計画相談支援のマッチングについては、依頼のある全ての方をマッチングの対象としているわけではなく、計画相談支援の義務化に伴い計画作成が必要という方を対象としており、今年度については日中活動系サービスを利用している方及び小学校5年生以上の放課後等デイサービスを利用している方がマッチングの対象となります。マッチングの方法については、まず現在利用しているサービスや障がい種別などを確認し、相談支援連携部会で作成した相談支援ガイドブックを利用しながら、事業所の強みや対象障がいなどから候補を絞り提案しています。その中からご自分で選んでいただき、ご自分で連絡できる方はご自分で連絡していただき、ご自分で連絡できない方や、連絡したが断られた方についてはしゃきょうが間に入ってマッチングをしています。また、月に1回、各事業所から契約状況や空き状況を報告していただき、マッチングの参考としています。

(春日苑障がい者生活支援センター 本多相談員) 事業所の特色について、どのような相談員がいるか？相談員の経験年数はどれくらいか？事業所の空き状況は？などという質問があり、指定特定相談支援事業所を紹介する時にすぐに答えることが難しかったです。また、分野が違うケースについては、障がい分野で種別は問わないこととなっていますが、当事業所は身体障がいを主として支援を行ってきた事業所であり、他の分野については知識も必要になるので、他事業所との連携が必要になってくると感じています。

(河野委員) 資料の「事業所の特色」の「事業所」は日中活動の事業所などをさすと思っていました。計画相談を立てる人は、障がい福祉サービスの事業所を知っておく必要があると思いますが、そのことを聞かれて困るのであれば問題だと思ったため質問しました。春日井市は初めから4つの事業所に相談支援を委託してきて、どこに相談してもいいと言われてきたので、障がい種別を問わず相談を受けてくれるだろうと解釈していましたが、10数年経過すると事業所側は苦慮するようになるのかと思いました。苦慮するのであれば、身体障がい専門としてもいいのではないかと、また連絡会などで情報共有することが課題として出てもいいのではないかと、質の向上がしきりに出てきますが、相談員の知識や経験を増やすことが相談支援の質を高めることに繋がると感じています。次回からは「事業所」「相談支援」の区分けをした資料を作ってほしいと思います。相談支援についても、

支援センターの相談と計画相談支援の区別がつかない部分があるため、分かりやすくしてほしいと感じました。また、障がい者生活支援センター連絡会の報告は今まで通り行い、計画相談支援としての報告は計画相談支援の報告として別の項目で行った方が分かりやすいと思いました。

(向会長) 計画相談と委託相談が明確になるような資料をというご意見がありましたので、今後はそのように進めたいと思います。また、計画相談支援の必須化という大きな課題の中で、委託相談を行ってきた事業所の相談員はそれまでのノウハウがあり大きな困難なくすすめていけると思いますが、計画相談支援のみ立ち上げた事業所は、経験が浅く新しい相談員も多いので研修が必要な状況ではあるかと思っています。計画相談支援の課題を明確にするために、計画相談支援についての報告は何らかの形であった方がいいというご意見でしたが、委員の方からご意見ありますか。

(田代委員) 委託の相談支援事業所が計画相談を作る上でみえてくる課題を、区分けして報告してもらえるとより分かりやすくなると思います。また、指定特定相談事業所を選ぶ時に経験年数などを気にする人が多いと、指定特定相談事業所を増やしたとても依頼が来る事業所に偏りができてしまい、他の事業所が計画を作成したいのに依頼が来ないといった状況が今後出てくるのではないかと感じました。

(向会長) 引き続き田代委員から事前にいただいたご質問・ご意見を紹介します。「今まであらゆる方面のガイドブックやQ&A集は協議会を通じ、取り組み発行、更新していると思いますが、今回の課題としては、今のものではわかりづらい、届きにくいという意味なのか、新たな目的でガイドブックやQ&Aを考えているのか。」というご質問ですが、事務局から回答をお願いします。

(事務局 鈴木主査) 自立支援協議会の中で居宅介護に関するQ&Aを過去に作成をして、更新をしています。これについては、支援者がどの範囲まで支援をすることが可能なのかを分かりやすくするために作られたものになります。今後は、利用者が正しい利用の方法を分かりやすく見ていただけるものが必要と感じており、作成を検討していきたいと思っています。

(向会長) 引き続き、河野委員から事前にいただいたご質問を紹介します。「相談支援事業所同士の交流が足りないとの指摘だが、連絡会は役に立たないのか?『福祉事業所』とは?」というご質問ですが、相談支援連携部会はあるが新しい指定特定相談支援事業所についてはまだまだ交流がないということでしょうか、春日苑障がい者生活支援センターから回答

をお願いします。

（春日苑障がい者生活支援センター 本多相談員）2か月に1回相談支援連携部会の全体会を行っています、全員が参加できるとは限らないため、交流ができる回数を増やした方が今後連携しやすくなると感じています。福祉事業所とは居宅介護事業所や日中活動事業所などをさしています。

（向会長）部会の頻度等は今後検討して進めていきたいと思います。続いて、障がい者生活支援センターかすがいの報告についての協議に入ります。田代委員及び河野委員から事前にいただいたご意見・ご質問を紹介します。資料10の報告について田代委員から「保護者の協力が得られないことを理由に断る事業所があるという現実をどう思われるか各委員の意見をお聞きしたい。」それに関連して河野委員から『「保護者の協力」とは何か?』というご質問ですが、「保護者の協力」について具体的に障がい者生活支援センターかすがいから回答をお願いします。

（障がい者生活支援センターかすがい 的場相談員）実習中に本人が体調不良になった時にご家族に連絡しても迎えに来てくれなかったり、サインが必要でもすぐに頂けなかったり、車の駐車マナーが悪かったりといったことがあり、「保護者の協力が得られない」ということであげさせていただきました。

（向会長）子どもの支援に関わっている委員からもご意見を伺いたいと思います。

（浅野委員）学校側での調整も含め、学校、事業所及び障がい者生活支援センターかすがいの3者の連携の中で、保護者に一方的に協力を求めるだけではなく、子どもの状態の理解や特性を伝えながら調整していくことも必要になるのではないかと思います。

（杉村委員）実習は保護者主導で行っています。学校側としては実習の段取りを行い、基本は毎日巡回指導をしています。これは、あくまでも子ども中心の視点で見えて、不安定になった時や、作業の集中力がなくなった時などに、どのように対応するかを事業所に伝えています。議題にあがっているような、体調不良になってもすぐには迎えにいけないというのは、学校であれば保健室で様子をみることができますが、実習中だと他の利用者さんもいるなど様々な理由から難しいと言われてしまいます。また、保護者の姿勢についてどのように伝えているかというと、学校や関係市町の障がい福祉関係課から、進路についての流れや段取り、就労アセスメントの方法などを保護者へご案内しています。その中で、具体的にお迎えが必要になる状況等も細かく伝えていますが、家庭の事情等との折り合いをつけるのは難しいと感じています。

(向会長) 学校でいう保健室にかわる支援が地域の中で作っていければと感じます。保護者の立場から意見を伺いたいと思います。河野委員お願いします。

(河野委員) 親も子どもも好きで障がいを持った訳ではないですが、周囲の目線は冷たく悲しい思いをしました。行き場のない子というのは障がいが重い子が多いと思いますが、子どもの将来を親だけに任せないで、みんなで考えてほしいです。特別支援学校は保護された環境にあるが、「世の中はもう少し頑張る必要がある」ということを、小学部、中学部のころから伝える必要もあると思います。いい情報を分かりやすく伝えることで親は動くと思います。障がいが重い子は卒業してからが大変です。どんなに障がいが重い子でも、事業所が受け入れる努力ができる状況を作る必要があると思います。制度はある程度できあがってきましたが、障がいが重い子ができるだけ今の生活が続けられるような支援や努力を、小さい頃から周囲の人がしてほしいと思います。また、事業所には問題行動があるからといって断ってほしくないと思います。

(向会長) 引き続き、河野委員から事前にいただいたご意見・ご質問を紹介します。資料10について、『強度行動障がい』とはどのようなものか』『困難を感じた事例』は結局どうなったのか？『問題行動』(障がい)を理由に断られるのは悲しいことである。支援センターはどう考えるのか？このようなケースへの支援はどうしているのか？さらに検討が必要であると感じるが。」というご意見・ご質問ですが、障がい者生活支援センターかすがいから回答をお願いします。

(障がい者生活支援センターかすがい 的場相談員)「強度行動障がい」とは他害行為や自傷行為、異常行動が異常な頻度で出ることをいいます。困難を感じた事例については、他の市町に新しくできた生活介護事業所に通うことができています。

(向会長) 支援センターはどのように考えるのかということについて、基幹相談支援センターしゃきょうから回答をお願いします。

(基幹相談支援センターしゃきょう 望月相談員) 実際に、事業所側から「ケガをさせてしまった時に責任がとれない。」「他の利用者にケガをさせてしまった時の対応が難しい。」といった理由で利用を断られることがあります。その際に、行動障がいがある方に対する関わり方についての研修会をするなど、事業所と一緒に支えていく必要があると考えます。また、行動障がいに対する啓発や正しい知識を伝えていくことが大事だと考えています。

(向会長) 春日井市の状況として、「強度行動障がい」の人が利用できる事業所は他の地域

では例があるのか？春日井市内では何人くらいいるのか(把握できているのか？) 行動援護に該当する人か？というご質問がありますが、事務局から説明をお願いします。

(事務局 鈴木主査)「強度行動障がい」を受け入れることができるかということについては、客観的に事業所が「強度行動障がい」に対応できるかということを示しているものとして、報酬において加算がとれる体制にあるかどうかということがあります。これは強度行動障がい支援者養成研修修了者が支援計画を作成できる体制になっているかなどといった加算になります。就労系については「強度行動障がい」に応じた加算の設定はされていませんが、生活介護については加算の設定があります。現在、市内で加算がとれる体制にあるのは1箇所です。近隣市町の状況としましては、尾張北部圏域内で1箇所、瀬戸市と尾張旭市にそれぞれ1箇所となっています。行動援護の対象者は、障がい支援区分3以上かつ障がい支援区分の認定調査の項目の中にある行動関連項目の点数が10点以上に該当する方が対象者となっていて、現在春日井市で行動援護の支給決定者は約30名です。強度行動障がいの加算に該当する方は、行動関連項目の点数が10点以上という条件になりますが、行動関連項目が10点以上の方が何人いるのかということまで把握できていない状況です。

(向会長) 学校では強度行動障がい児への対応は、進路の選択を含めてどのようにされているか？というご質問がありますが、各委員から回答をお願いします。

(梶村委員) 子どもの様子を見させていただくということと、保護者からの聞き取りをした上での対応になりますが、パーソナルスペースを確保する、スケジュールを示すなど、変化に対応できない、環境刺激に弱いなどといった特性があるため、子どもに応じた対応をしています。知的障がいの特別支援学校高等部は1クラス8名と決まっていますが、全員同じように授業をするわけではなく、一人ひとりに対応した教育をしています。自分で気持ちを伝えられる子には、話を聞き取り、落ち着く状況を作りますが、言葉で伝えられない子どもには、場所を移して落ち着ける環境を整えるということを行っています。進路については毎日の積み重ねを基に、保護者が希望する実習先に出向き状態を伝えています。さらに、巡回指導時に対応方法などを細かく伝えています。

(穂迫委員) 小学校でもパニックを起こす児童はいますが、まずは落ち着かせることを第一に考えています。必要であれば場所を移し、寄り添い、落ち着くまで待ち、話を聞くということを繰り返すとともに、そのようにならないように自分で回避する方法を、本人と保護者で話し合い、少しずつ勉強しています。

(向会長) 引き続き、障がい者生活支援センターJHNまあるの報告についての協議に入ります。田代委員から事前にいただいたご意見・ご質問を紹介します。資料10の報告について、「JHNまあるが1日に10件の依頼がくるともある障がい種別は、精神障がいの方が多いですか?」「計画相談の作成数、作成率のばらつきはどの程度あるのか知りたい。特定相談支援事業所や相談員が増えても、障がいによっても偏ってしまう現象が起きているのであれば対策が必要だと思う。」というご意見・ご質問ですが、障がい者生活支援センターJHNまある及び事務局から回答をお願いします。

(障がい者生活支援センターJHNまある 佐藤相談員) 1日に10件の依頼があった時の障がい種別は、精神障がい4件、知的障がい0件、身体障がい1件、障がい児が5件という内訳です。

(事務局 鈴木主査) 計画相談支援の作成数、作成率、障がい種別によってばらつきはどの程度あるのかということについて、計画相談支援の進捗状況と併せてご説明します。平成31年3月末時点で障がい福祉サービス利用者のうち、計画相談支援の作成率は47.1%。内訳は身体障がい者29%、知的障がい者47%、精神障がい者24%という状況です。現状では知的障がい者の作成率が高いことになりますが、平成30年度から始まった義務化の方向性として、施設入所支援及び共同生活援助の利用者を義務化の対象としていたため、知的障がい者の数が多くなっていると考えます。対象種別については、指定特定相談支援事業所で対象種別を設けている事業所もあり、全ての事業所で全ての障がい種別を受け入れている現状ではないのが実態です。今後、精神障がい者や障がい児の計画を作成する相談員が不足してくるのではないかと予測しているため、相談支援連携部会において、精神障がい者及び障がい児の計画作成率向上を目指して、相談員に対して研修をすすめていくことを考えています。

(向会長) 引き続き相談支援連携部会で取り組んでいただきたいと思います。河野委員から、「受給者証更新時の「お知らせ」で計画相談の必要性を知るケースがあることは、周知の目的はある程度達せられていることがわかる。このことが事業所を忙しくさせていることも知ることができる。」といったご意見もいただいています。続いて、障がい者生活支援センターあっとわんの報告についての協議に入ります。田代委員及び河野委員から事前にいただいたご意見・ご質問を紹介します。資料10の報告について田代委員から支援に困難を感じた事例について、「保護者が自宅でできるだけ対応したいという思いや、現状で介入するサービスがないとはいえず、このままだと「虐待」等に発展しかねないと思うのです

が今ある資源で相談員やその他の機関が家庭訪問をしたりどの程度フォローをしているのかお聞きしたいです。」また、河野委員から「困難を感じた事例は、対応に苦慮した結果どうなったのか。」「一時的にでも介入してくれる第三者機関とはどのようなものか?」「他の市町ではそのようなものがあるのか。」というご意見・ご質問ですが、障がい者生活支援センターあつとわんから回答をお願いします。

(障がい者生活支援センターあつとわん 代田相談員) このケースについては、現在利用している放課後等デイサービスにおいて落ち着いて過ごせているため、保護者に、利用している時間帯に来ていただき、対応のノウハウや子どもの様子をみていただき、そのノウハウを自宅に持って帰り実践しています。その他、かかりつけの病院において、保護者と協力者にあたる祖父と一緒にペアレントトレーニングをうけて、子どもの行動という側面から観察できるように学んでいるところです。一時的にでも介入してくれる第三者機関については、緊迫している状況であれば警察や児童相談所になると思います。また、他の市町でそのような活動をしているところがあるかということについて、障がい者生活支援センターあつとわんとしては把握していません。

(向会長) 各委員からもご意見ををお願いします。

(浅野委員) 障がい者生活支援センターあつとわんの報告から、保護者と共に事業所や福祉のサービスの中で子どもをみていくことが大事だと思いました。このケースの場合、小学生であるにも関わらず癇癪が激しいということが気になりましたが、相談の中や専門的な機関で、癇癪の原因・理解ができ、福祉や医療の立場から評価ができればいいと感じました。また、家庭や学校の様子など総合的に評価をして長い目でみる必要があると感じました。

(穂迫委員) 学校との連携はどのようにしていましたか。

(障がい者生活支援センターあつとわん 代田相談員) このケースは近隣からの通報によって相談に繋がっていますが、保護者としては通報が入る度に近隣の目を気にして学校を転校しています。そのため、転校をする度に保護者を介して学校の様子を聞いています。また、保護者から学校の先生に「癇癪があるかもしれない」ということを相談できる関係性が作れるよう支援しています。

(穂迫委員) 学校と放課後等デイサービスの連携は課題だと思っています。最近、支援計画と指導計画を学校と放課後等デイサービスで共有し、その子どもを育てていこうという話題が持ち上がっています。学校は、放課後等デイサービスで何をしているのか、どんな

基準の子が、どのように利用しているのかなどを把握していないのが現状です。放課後等デイサービス側も学校でどのような支援をしているのか把握していないのが現状ではないかと思います。学校と放課後等デイサービスが繋がれば解決できる問題もあるのではないかと思います。親の支援については、学校側が大きな問題を抱えていると思っていても、親が大きな問題だと思っていないこともあるなど、学校でも難しいと感じています。親への支援についても放課後等デイサービスと連携していく必要があると感じています。

（向会長）続いて、基幹相談支援センターしゃきょうの報告についての協議に入ります。菅井委員から事前にいただいたご意見・ご質問を紹介します。資料 10 について「40 歳以上のひきこもり者を抱える世帯の支援に関する事例」に関連してお聞きします。報告にもありますように、精神疾患や精神障がいがある人に引きこもり者の割合が高いということが言われておりますが、当市における精神通院受給者数・精神障がい者手帳所持者数、及び引きこもりの実態について教えてください。」「『精神疾患や精神障がいを持つ引きこもり者に対する支援の担い手が少ない』との指摘がありますが、この点についてどのように考えておられますか？今後の方針等お示してください。」「引きこもり者の社会復帰については身近な居場所の確保が大切であると言われております、その意味で地域活動支援センターは貴重な社会資源であります、ひきこもり者が復帰へのステップとして利用しやすい環境を整えることが必要と考えます。」「その立場からの要望ですが、当市では地域活動支援センターの利用は障がい者手帳を持っている方に限られているとお聞きしておりますが、精神疾患を治療中の方が精神障がい者手帳を申請するに至るまでには一定の時間が必要です、その間、手帳を持たない精神通院受給者も利用できるよう対象範囲の拡大をお願いしたいと思います、県内の他市の事例等もご確認いただき早期の実現を希望いたします。」というご意見・ご質問ですが、ひきこもりの実態について事務局から回答をお願いします。

（事務局 鈴木主査）平成 30 年度末時点の精神障がい者保健福祉手帳所持者は 2,653 名、自立支援医療（精神通院）受給者数は 4,185 名です。ひきこもりの実態について当市で行っている取り組みとしては、こども若者総合相談というものがあり、ひきこもりの方や若年の無職の方に対して、本人や保護者からの相談を受け付けています。平成 30 年度の実績として相談件数が 292 件ありました。その他の取り組みとしては、家庭児童相談室を設置して、子育てや不登校、ひきもりなどの子どもに関する家庭の問題の相談に応じています。引きこもりの原因は障がい起因だけではなく、多様な問題があるため、様々な機関が協力して取り組むことが必要だと考えています。また、地域活動支援センターの対象者につい

ては、現在対象者の見直しについて検討しています。

（向会長）ひきこもりについては保健所においても対応しているため角田委員からも意見ををお願いします。

（角田委員）保健所ではひきこもり相談を重点化しています。実態としては、ひきこもりの方が地域にどれだけいるかという明瞭な数字はありませんが、国が行った実態調査の結果、15～39歳の若年層の出現率は1.57%、40～64歳の中老年層の出現率は1.45%となり、出現率は年代を問わず1.5%前後とそこまで変わりませんでした。しかし、実際の年代の人口に掛けて絶対数を出してみると、若年層が約54万人、中老年層は約61万であり、中老年層の方がひきこもりの問題で悩んでいる人が多いのではないかという結果になりました。国が出した推計値を春日井市の人口に掛けて暫定的に出してみると、若年層は約1,300人、中老年層は約1,500人となります。保健所では、平成30年度に面接、電話、訪問を含め、延べ152件の相談を受けました。その他、ひきこもりの方を家族に抱えている方に対する家族教室や家族の集いというイベントを行っており、実人数で30名の参加がありました。先ほど目安として示した、若年層約1,300人と中老年層約1,500人の推計値を潜在ニーズと捉えると、十分な支援が届いているとはいえない状況であると感じています。対象者の補足率が低い原因として、国の調査では、「関係機関に相談したいと思いますか？」という質問に対し、半数以上の53.2%の方は「相談したいと思わない」と返答しており、直接的な相談のニーズは半々といった結果でした。しかし、本当に相談のニーズがないかというと、別の質問で「生きるのが苦しいと感じている人」49%、「死んでしまいたいと思うことがある人」30%、「絶望的な気分になることがよくある人」28%という結果があり、ひきこもりの人が生きづらさを抱えていることがよく分かります。また、「自分の今の状態について考えることがよくある」65%であり、潜在的な相談ニーズは高いと感じています。それでも相談に繋がらない理由としては、ひきこもりの方の特性として「対人不安が強い」「自分の評価を気にする」「批判的な言葉に傷つきやすい」ということがあり、初めて会う相談員に相談することが不安になるため、相談に繋がっていないことが考えられます。その反面、「どういう機関なら相談したいか？」という質問があり、それに対しては最も多かったのは「無料で相談できる場所」。2番目以下が「親身に聞いてくれる場所」「精神科の医師がいる場所」「匿名で相談できる場所」といったものが望ましい相談場所の要件としてあがっています。保健所はこれらの条件をほぼ満たしているため、今後の広報の仕方に工夫が必要だと感じました。国の調査とは別に、愛知県が独自の調査を行っています。愛知

県は、一旦支援に繋がった人がさらにその先どういったニーズがあるかといったことが分かる調査になっており、最新は、平成30年3月に発表されたもので、「現在困っていること」「5年後の状況を考えたときに不安に思うことは何か」という質問に対し、一番多かったのは「就職や仕事のこと」であり、「経済的なこと」「親の高齢化」と続き、生活環境を非常に大きな問題としていることが分かりました。「今後望む支援は何ですか？」という質問に対して、1位は「働く場所を提供してほしい」、続いて「面接相談」「就労訓練するサービスがほしい」といった結果でした。ひきこもり相談はメンタル面の相談で完結するのではなく、メンタルの面で改善がみられれば、その次のステップとして就労支援や生活支援に繋がっていく必要があります。トータルな支援パッケージを作っていく必要がありますが、保健所のみでは完結しないため、複数の機関による連携や体制の整備が必要であると考えます。保健所として、ひきこもりの相談支援機関によるネットワーク会議を毎年開催していき、昨年度までは若年層をメインテーマにしていますが、今年度からは中高年層の長期高齢のひきこもりの方をメインテーマに重心をシフトし、体制整備をすすめていきたいと考えています。菅井委員からのご指摘のとおり、ひきこもりの中には精神疾患や精神障がいをもっている方も相当数います。ただ、精神疾患の症状としてひきこもりがある方も相当数いると考えます。障がい者支援という切口からひきこもりを考える必要もあるため、保健所の関係会議での議論の状況を自立支援協議会でも適宜ご報告させていただきながら、皆様のご意見もいただきたいと思います。

(向会長) 引き続き、飯塚委員から事前にいただいたご意見・ご質問を紹介します。「ハローワークでは、障がい者の就労支援のための職業相談を行っております。「相談の過程で、本人に就労意欲はあるものの、まだ就職活動の段階にない方、障がいの認識がなく受診をしていない方、服薬していない方などの医療機関などへの誘導に苦慮しています。」「自殺や、事件を起こす可能性を感じる発言が相談者からあった場合、どのタイミングでどの機関へ通報する必要があるのか、ガイドラインのようなものがあると助かります。」というご意見・ご質問ですが、角田委員から回答をお願いします。

(角田委員) 病識がない人に病院受診をすすめても受診には繋がらず、保健所の日々の相談においても悩ましいところです。睡眠や食事の状態を聞くと何らかの違和感をもっている方が相当数いるため、そこから受診に繋がられないか、話を伺いながら気持ちに身体がついていっていないのではないかなど、懸念している事をストレートに伝えることもありますが、相手の状況や関係性にもよるため一概に言えません。ケースバイケース

によるところが多いため、具体的に困っているケースがあれば保健所に相談していただき、一緒に考えていければと思います。また、自殺について、希死念慮に対する対応は、そのことが目の前にいる相談担当者に対するSOSの信号と考えられるので、各窓口の方は、自殺のゲートキーパーだという自覚をもち、気持ちを十分に聞いてもらいたいと思います。保健所では、相談窓口担当者支援者むけの研修を実施しているため、ぜひ受講していただければと思います。自殺の現実的な危険がある場合、保健所で対応する場合は、本当に危険な場合は迷わず警察に連絡します。また、家族状況等の確認のため市役所に情報提供を求め、一緒に考えることもあります。

(向会長) 引き続き、河野委員から事前にいただいたご意見・ご質問を紹介します。資料11について「基幹としての役割は、事業所間の連携や相談支援事業所同士の交流のような課題に向かい合うことではないのか？」というご質問ですが、基幹相談支援センターしゃきょうから回答をお願いします。

(基幹相談支援センターしゃきょう 望月相談員) 事業所間の連携や相談支援事業所同士の交流を通じて連携強化をしていくことは基幹相談支援センターに求められることであり、現在は、相談支援連携部会を通じて連携強化をすすめています。

◆議題2「連絡会及び部会の報告について」

・障がい者生活支援センター連絡会の報告

(障がい者生活支援センターJHNまある 佐藤相談員) 資料12に基づき報告

・当事者団体連絡会の報告

(河野委員) 資料13に基づき報告

・相談支援連携部会の報告

(基幹相談支援センターしゃきょう 望月相談員) 資料14に基づき報告

・運営会議の報告

(事務局 鈴木主査) 資料15に基づき報告

(向会長) 障がい者生活支援センター連絡会の報告について田代委員から事前にいただいたご意見・ご質問を紹介します。資料12について「JHNまある、当事者4名の方が実施された内容や、民生・児童委員の方の感想をお聞きしたいです。」というご質問ですが、障がい者生活支援センターJHNまあるから回答をお願いします。

(障がい者生活支援センターJHNまある 佐藤相談員) 春日井市地域福祉課から依頼があり令和元年5月20日(月)に行いました。依頼内容は、民生委員・児童委員を対象に、

精神障がい者の生活やこれまでの経験を当事者から直接伝えてもらうことで障がい理解に繋がるような内容を、ということでした。そのため当事者から、JHNまあるに繋がる前に困っていたこと、嫌だったこと、JHNまあるに相談することになったきっかけ、相談やサービス利用するようになってからの生活の変化、就労につながった利用者の現在の生活等について話をいただきました。当事者からは「緊張したが自分のことを整理するいい機会になった。」という感想を、民生委員・児童委員からは「大変参考になりました。精神障がいとはなにかということについて、誤解していることに気づいた。体験談を通じて困っている人の実情を知ることができた。支援センターの存在は知っていたが、何をやっているかがよく分かった。」という感想をいただきました。

(向会長) 民生委員の加藤委員からも意見をお願いします。

(加藤委員) 障がい者本人とその家族だけでは解決できなくても、専門職がいる事業所に相談することで、解決への道が早くなる。民生委員としても精神障がい者からの相談があれば、専門職がいる事業所へつなぐことが重要だと感じました。

(向会長) 相談支援連携部会の報告について、河野委員から事前にいただいたご意見・ご質問を紹介します。資料14について「全体会では、計画ということの概要については話されていると思うが、個々の計画の内容で問題と思えることが話し合われたようには取れない。計画作成段階で支援が無い、あるいは事業所が足りないなどの「課題」が出てこないのはなぜか。」「計画相談」の周知については、少しずつでも進んでいるかと思われる。正しい内容が届くような努力は必要。」「JHNまあるの報告にあるように、更新の月が重なると、事業所が混み合い、質の低下も懸念される。連絡会で検討していくべき。」「この部会に期待することは、障がい者一人ひとりへの寄り添った計画と課題を整理抽出し協議会に提言されることである。そして、そのことが一層の福祉サービスの充実につながることである。」というご意見・ご質問ですが、基幹相談支援センターしゃきょうから回答をお願いします。

(基幹相談支援センターしゃきょう 望月相談員) 計画相談の具体的な事例についての困りごとについては、全体会のグループワークの中で吸い上げていきたいと思っています。計画作成段階で支援が無い、あるいは事業所が足りないなどの「課題」が出てこないということについては、現状として、計画相談に繋がらないままになってしまったというケースはないのですが、今後、日中活動系サービスの義務化等に伴い「課題」が出てきた際には、今後の活動の中で話し合っていきたいと思います。更新の月が重なることについては、

計画相談の事業所と契約をして、次の更新までに計画作成するという条件で更新手続きをすすめるという方法を検討しています。

（河野委員）計画相談支援の中で、例えば必要なサービスがあるが事業所が見つからなかったなどといったことが指定特定相談支援事業所から意見が出て、事業所が不足しているといった課題が協議会に上がり福祉サービスが充実していくというイメージをもっていたが、そういう課題があがってこない。課題としてあがってくるのは相談員の質の部分ですが、利用する側としては、すでに質は担保され、その担保された質の上で計画をたてていただきたいと思います。

（向会長）資料 15 の運営会議の報告について、事前にいただいたご意見・ご質問を紹介します。河野委員より『施設長会議において、特別支援学校の進路希望調査を含め分析を』とあるが、今年度より瀬戸つばき特別支援学校が開校し、春日井市の生徒も多く通っていると聞くので、対象に加えてほしい。」「今回の日中活動資源調査では、『質』について確認することを考えて調査されたか？」また、浅野委員より「（仮称）医療的ケア児等支援連絡会に関するご報告に関して、取り組みスケジュールは認識できたのですが、可能であれば、調査結果を知りたいです。また、連絡会立ち上げに関する説明もお願いしたいです。」というご意見・ご質問ですが、事務局から回答をお願いします。

（事務局 鈴木主査）日中活動資源調査について、瀬戸つばき特別支援学校においても進路希望調査を依頼しており、その回答をいただいておりますので、今年度の分析に含める予定です。また、「質」についての確認ですが、「質」の調査として可能な部分はどこかということを運営会議の中で検討して、今回から、「事業所における研修の実施状況」「研修の内容をどのように職員に共有しているのか」「虐待防止にむけた取り組みをどのように行っているか」「事業所の支援における方針やアピールポイント」を調査する項目に追加しました。

（水野委員）医療的ケアを必要とする実態調査において、困っていることや今後必要なサービスがいろいろ書かれていますが、これは医療的ケアの方に限らず他の方にもいえる困っていることであり、今後必要なサービスであると思います。例えば「障がい福祉サービス事業所が限られている。」といったことなどは、春日井市の現状として相談員がついていないというところもあり、相談員がついていれば、事業所の調整や、短期入所の日数についての市役所と相談や調整ができたかもしれません。また、相談員がいれば保健所や学校と協力して対処することもできます。春日井市は周りの市町に比べ、計画相談利用者の数

が遅れており、一刻も早く相談員をつける必要があります。しかし、質も担保する必要があります、相談支援連携部会が重要になってきます。実施回数について、他市では毎月実施しているところや、ブロックに分けて月に2回、3回と実施しているところもあるため、他市を参考にしながら数と質と両方を追い求めていく必要があります。各相談員は来年、再来年と大変になると思いますが、共に頑張っていけたらと思っていますのでよろしくお願いします。

（向会長）計画相談支援については、計画を立てることでスキルアップになります。困難事例についても協力して解決する体制があるため、引き続き充実してほしいと思います。本日はたくさんのご意見をいただきましたので、これを大切に各部会、連絡会と取り組んでいただきたいと思います。

◆議題3「その他」

・障がい者虐待の通報・届出状況について

（事務局 基幹相談支援センターしゃきょう 板津相談員）資料16に基づき報告

各委員にその他意見がないことを確認し、閉会した。

令和2年2月28日

会 長 向 文 緒

職務代理者 水 野 幸 樹